水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準

新旧対照表

北海道水産林務部水産局水産振興課

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成２７年１０月）　新旧対照表（平成２８年６月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他－１－６			

旧

番号	用語	用語の定義	解説等
15	質問回答書	入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。 **【質問回答書は、設計図書の一部】**	回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧により公表等を行う必要がある。
16	予定価格算出用設計書	工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「土木工事積算基準」や「土木工事工種体系化の手引き」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。 設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、請負人と協議する根拠となるものである。 **【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】**	契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。
17	見積用参考資料	適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。 **【見積用参考資料は、参考資料の一部】**	見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。
18	公表用積算内訳	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 **【公表用積算内訳は、参考資料】**	公表用積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・請負人が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。

新

番号	用語	用語の定義	解説等
15	質問回答書	入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。 **【質問回答書は、設計図書の一部】**	回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧により公表等を行う必要がある。
16	予定価格算出用設計書	工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。 設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、請負人と協議する根拠となるものである。 **【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】**	契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。
	（暫定版）	起工決定時点の最新単価を用いて設計者が作成したもの。	起工決定時点で、積算基準日における単価が未確定の場合に作成する。
	（確定版）	予定価格算出の参考資料として、積算基準日における単価を用いて設計者が作成したもの。	上記暫定版を作成した場合に、積算基準日における単価が確定後に作成する。
		【予定価格算出用設計書（暫定版）及び予定価格算出用設計書（確定版）は、参考資料の一部】	
17	見積用参考資料	適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書及び予定価格算出用設計書（暫定版）の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。 **【見積用参考資料は、参考資料の一部】**	見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。
18	積算内訳書	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 【積算内訳書は、参考資料】	公表用の積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・受注者が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成２７年１０月）　新旧対照表（平成２８年６月１日以降積算基準日適用）

掲 載 頁	旧	新	摘要
他－１－１４	３－２　当初参考資料	３－２　当初参考資料 予定価格算出用設計書（暫定版）及び予定価格算出用設計書（確定版）を作成しない場合については、予定価格算出用設計書（確定版）を予定価格算出用設計書に読み替えて作成する。	
他－１－１４	6)　工事費内訳書 ハ　工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。	6)　工事費内訳書 ハ　工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。 なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。	
他－１－１６	**３－３　編さん順序** （２）　当初参考資料 【予定価格算出用設計書（暫定版）】(A　金入り)　　【見積用参考資料】(B　金抜き) 【予定価格算出用設計書（確定版）】	**３－３　編さん順序** （２）　当初参考資料 【予定価格算出用設計書（暫定版）】(A　金入り)　　【見積用参考資料】(B　金抜き) 【予定価格算出用設計書（確定版）】 【予定価格算出用設計書】	
他－２－１	**５－１　刊行物による単価策定** ４）上記1)～2)で求められる価格は、「有効数字上位３桁（４桁目を切り捨てる）」とする。	**５－１　刊行物による単価策定** ４）上記1)～2)で求められる価格は、それぞれの資料に記載されている単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁数が３桁未満の時は決定額の有効桁を３桁とする。 また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。	６月１日以降単価策定分から適用
他－２－２	**５－３　見積書の徴取による単価策定** コ　上記により求められた査定価格及び設計単価は各々、有効数字上位３桁（４桁目を切り捨てる）とする。 サ　設計単価の決定は、「見積書による単価策定書」（様式３）に資料を添付し、支庁水産課で決裁を受ける こと。	**５－３　見積書の徴取による単価策定** コ　上記により求められた査定価格及び設計単価は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。 ただし、大きい方の桁数の有効桁数が３桁未満の時は、決定額の有効桁は３桁とする。 なお、価格が１円未満の場合は、少数第２位（少数第３位を切り捨てる）とする。 サ　設計単価の決定は、「見積書による単価策定書」（様式３）に資料を添付し、振興局水産課で決裁を受ける こと。	６月１日以降単価策定分から適用

水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準(平成２７年１０月）　新旧対照表（平成２８年６月１日以降積算基準日適用）

掲載頁	旧	新	摘要
他－２－６			６月１日以降単価策定分から適用

（様式　3）

見積書による単価策定書

課長	係長	設計者	係					

資材名（品名）	
形状寸法・品質・規格	
工事名	
策定年月日	平成　年　月　日
単価有効期限	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
見積条件	現場着価　（○○支庁管内現場着価（離島を含む、海上費込み））
最終策定決裁者 職名・氏名	
設計者 所属名・職名・氏名	

査定整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式	当年度査定価格（有効数字上位３桁）
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
当年度査定価格の平均値算出			
排除する査定整理番号（排除する異常値）			
当年度査定価格平均値再算出			
設計単価（有効数字上位３桁）			
注意事項			

他－２－６

（様式　3）

見積書による単価策定書

課長	係長	設計者	係					

資材名（品名）	
形状寸法・品質・規格	
工事名	
策定年月日	平成　年　月　日
単価有効期限	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
見積条件	現場着価　（○○　管内現場着価（離島を含む、海上費込み））
最終策定決裁者 職名・氏名	
設計者 所属名・職名・氏名	

査定整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式	当年度査定価格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
当年度査定価格の平均値算出			
排除する査定整理番号（排除する異常値）			
当年度査定価格平均値再算出			
設計単価			
注意事項			

他－２－６

番号	用　　語	用　語　の　定　義	解　　説　　等
15	質問回答書	入札参加者からの質問に対して、発注者が回答する書面をいう。 **【質問回答書は、設計図書の一部】**	回答については、契約締結時の条件となることから、他の入札参加者に対しても、閲覧により公表等を行う必要がある。
16	予定価格算出用設計書	工事数量総括表を作成する際の基礎資料であり、「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」等の諸基準に基づいて予定価格の根拠を算出した書面をいう。 設計変更が生じた場合にも、請負代金額変更に当たり、請負人と協議する根拠となるものである。 **【予定価格算出用設計書は、参考資料の一部】**	契約上は参考資料であるが、予定価格の根拠を算出したものであり、妥当な工事費用を決定するための重要な資料である。 会計検査等においては、この書類で受検し工事費用の妥当性を説明することとなるため、単価算定資料等の根拠資料も適切に添付する必要がある。
	（暫定版）	起工決定時点の最新単価を用いて設計者が作成したもの。	起工決定時点で、積算基準日における単価が未確定の場合に作成する。
	（確定版）	予定価格算出の参考資料として、積算基準日における単価を用いて設計者が作成したもの。	上記暫定版を作成した場合に、積算基準日における単価が確定後に作成する。
		【予定価格算出用設計書（暫定版）及び予定価格算出用設計書（確定版）は、参考資料の一部】	
17	見　積　用 参 考 資 料	適正な見積りを行わせるために入札参加者へ閲覧させるもので、予定価格算出用設計書及び予定価格算出用設計書（暫定版）の単価欄と金額欄を空白にした書面をいう。 **【見積用参考資料は、参考資料の一部】**	見積用参考資料は、入札額を算定する際に参考とする資料であり、契約上の制約を有しないことから、契約図書の扱いとしない。
18	積算 内訳書	予定価格の透明性の一層の向上を図るために公表するもので、工事区分、工種及び種別ごとの数量、金額などを記載した書面をいう。 【積算内訳書は、参考資料】	公表用の積算内訳は、次のような効果や用途を期待している。 ・予定価格の妥当性が明確になる。 ・入札参加者が今後の入札価格の算定において参考とする。 ・受注者が実行予算の算定の参考とする。 ・下請会社が下請価格の算定の参考とする。

３－２　当初参考資料

予定価格算出用設計書（暫定版）及び予定価格算出用設計書（確定版）を作成しない場合については、予定価格算出用設計書（確定版）を予定価格算出用設計書に読み替えて作成する。

（１）－１　予定価格算出用設計書（暫定版）（A　金入り）

予定価格算出用設計書（暫定版）の記載内容及び編さんは、次のとおりとする。

1)　表紙

イ　施工年度、工事名及び所属名を記載する。

ロ　予定価格算出設計書には、設計積算を所管する課長（水産振興課長）が押印することを原則とする。

2)　積算情報

積算情報は、積算に用いる基本的な条件を一覧にする。

設計書番号、設計者名、総合振興局（振興局）所属名、適用単価、積算基準日（単価適用日）、入札日、適用工種、積算時想定工事期間を記載する。

3)　工事概要一覧表

工事概要一覧表は、当該工事の主な概要を一覧にする。

工事規模（工事延長、幅員等）や主な工事目的物の概要（形式、延長、量等）を記載する。

4)　工事費総括表

工事費総括表は、工事費の各費目ごとの金額を示しており、経費の配分に使用する。

災害関係設計書の工事雑費、応急工事費を記載する。

5)　合冊一覧表

合冊一覧表は、複数費目を合冊又は追加発注する場合、諸経費を調整する各設計書名と工事価格を一覧にする。

6)　工事費内訳書

工事費内訳書は、各費目ごとの工事費を算出する。なお、金額の端数処理方法や数量の計上方法については、水産基盤整備事業（漁場）設計積算基準や「水産土木工事工種体系化の手引き・数量算出要領」を参照するほか下記のとおりとする。

イ　共通仮設費の率計上の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

ロ　現場管理費の金額は1,000円単位とし、1,000円未満は切り捨てる。

ハ　工事価格は、10,000円単位とする。工事価格の10,000円単位での調整は、一般管理費等で行うものとし、算出された一般管理費等の計算額より、端数処理前の工事価格の10,000円未満の金額を除いた額を計上する。

なお、一般管理費等を計上しない場合には、工事価格の調整を行わない。

7)　諸経費算出調書

諸経費算出調書は、諸経費の算出根拠を明示したもので諸経費の対象額や補正条件、諸経費率を算出する。

8)　諸経費按分表

諸経費按分表は、複数費目を合冊発注する場合、各設計書の諸経費を費目ごとに按分した金額を算出する。

9)　諸経費調整表

諸経費調整表は、工事を追加発注する場合、当該設計書と既発注設計書を調整した諸経費率及び調整後の金額を記載する。

10)　工種内訳書

工種内訳書は、工事費内訳書の細目（レベル４）に対する単位当り金額を算出する。

また、工種内訳書の項目は、数量に単価（施工単価、単価表の単価、単価算出調書の単価）を乗じて金額を算出する。（円止め、円未満切捨て）

11)　単価算出調書

単価算出調書は、工種内訳書を構成する資材単価及び施工費を算出する。

イ　資材単価の策定は、「その他　積算単価の策定」による。

ロ　刊行物単価、実勢価格調査単価及び見積りに基づくものは、「刊行物単価」、「実勢価格調査単価」又は「見積策定単価」と明記する。

ハ　刊行物、実勢価格調査、見積り等により単価を策定したものは、単価策定資料等を別に綴り策定根拠として予定価格算出用設計書に添付する。

12)　建設リサイクル法に関する解体工事費用調書

建設リサイクル法に関する解体工事費用調書は、特定建設資材を用いた工作物の解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

13)　建設リサイクル法に関する再生資源等費用調書

建設リサイクル法に関する再生資源等費用調書は、特定建設資材廃棄物の再資源化等施設の受け入れ費及び運搬費に要する費用について、名称・規格毎の数量、単位、単価、金額（諸経費を含まない）を記載する。

14)　作成部数

イ　予定価格算出用設計書（暫定版）は、発注者用、設計者用を２部作成する。

３－３　編さん順序

（１）　当初設計図書

【設計図書】

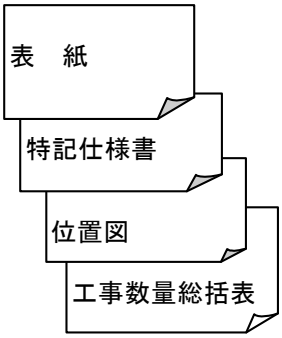

【図　面】

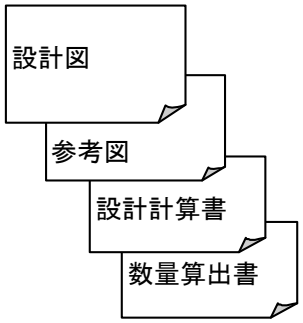

設計者用、発注者用、工事監督員用、受注者用
（閲　覧）

設計者用、発注者用、工事監督員用、受注者用
（閲　覧）

（２）　当初参考資料

【予定価格算出用設計書（暫定版）】(A　金入り)
【予定価格算出用設計書（確定版）】
【予定価格算出用設計書】

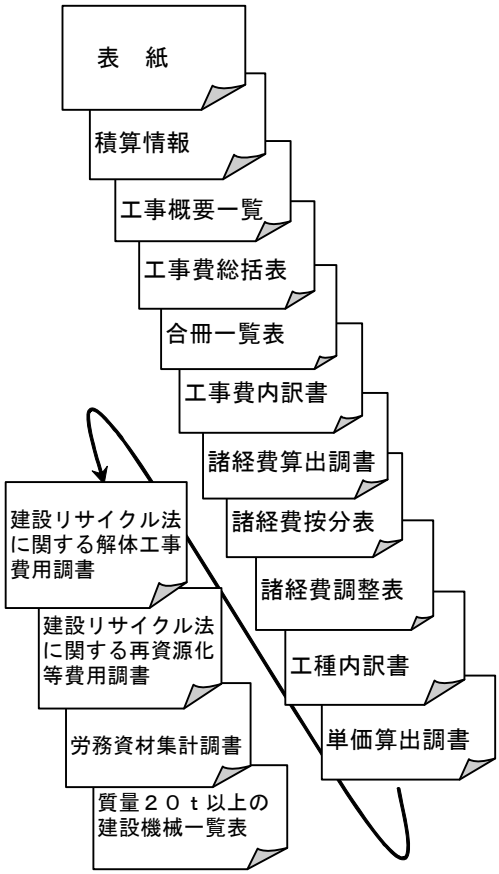

【見積用参考資料】(B　金抜き)

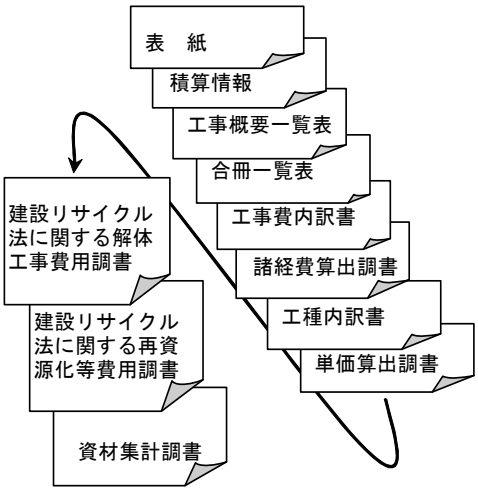

設計者用、入札参加者閲覧用（正本、副本）
質問対応用

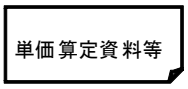

単価算定資料は別冊とする。

設計者用、発注者用、工事監督員用

※１　見積用参考資料に綴る調書は単価、金額を空白とする。
　２　入札参加者が入札時に提出する「工事費内訳書」の様式は、「見積用参考資料」の末尾に綴るものとする。

平成28年６月１日以降単価策定で適用

水産基盤整備事業（漁場）における積算単価について

１　目的

この規定は、水産基盤整備事業（漁場）における工事用資材の設計単価策定について、基本的事項を定めることにより、適正な積算に資することを目的とする。

２　単価の適用

設計単価は、工事価格の算定に用いる資材の単価当りの価格をいい、この価格は、原則として積算基準日において市場で実際に取引きされる価格（以下「実勢価格」という）とする。

なお、設計単価は消費税等抜き単価とする。

３　設計単価に適用する優先順位

①道水産林務部策定単価：北海道水産林務部が作成した水産基盤整備事業（漁場）関係設計単価(以下「漁場単価表」という。)

②道建設部策定単価：北海道建設部が作成した全道統一単価及び地方単価(以下「建設部単価表」という。)

③地方資材単価：各地方建設資材等単価委員会が策定した地方単価（以下「地方単価表」という。)

④刊行物単価：刊行物（「積算資料」、「建設物価」をいう。）に掲載されている価格により策定した単価

⑤実態価格調査単価：実態価格調査により策定した単価

⑥見積策定単価：見積書の徴収により策定した単価

４　漁場単価表及び単価表、地方単価表

漁場単価表は、北海道水産林務部水産振興課において、資材実勢価格調査、物価資料等を基に策定するもの。

設計単価は原則、漁場単価表及び建設部単価表、地方単価表を適用することとし、これらに掲載のないものについては、次の「５　単価の策定」によって単価策定を行うこと。

５　単価の策定

適用単価の適用は、北海道建設部が作成した単価及び水産基盤整備事業（漁場）関係設計単価に登載されている単価適用することとし、単価に登載のないものについては、次の５－１～５－３の各々定める事項により単価策定を行うこと。

５－１　刊行物による単価策定

「『積算資料』（発行：(財）経済調査会）及び『建設物価』（発行：(財）建設物価調査会)」に登載されている価格を用いて、設計単価を策定すること。

なお、策定については以下による。

１）二調査機関の刊行物に実勢価格が掲載されている場合は、平均価格を採用する。

また、一調査機関のみに記載されている場合はその価格を採用する。

２）刊行物に建値（メーカー希望価格）と実勢掛率があるものは、建値×実勢掛率を実勢価格とし、二調査機関の平均価格を採用する。

なお、建値そのものは、設計単価に採用できない。

３）刊行物に公表価格があり実勢掛率がないものについては、次の５－２～５－３によること。

公表価格は、設計単価に採用できない。

４）上記1)～2)で求められる価格は、それぞれの資料に記載されている単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。ただし、大きい方の有効桁数が３桁未満の時は決定額の有効桁を３桁とする。

また、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。

５－２　実勢価格調査による単価策定

実勢価格調査による単価策定は、「単価表」、「物価資料」に掲載されていない資材の実勢取引価格の調査を実施し、単価を策定するもので、次による。

１）調査は外部の機関（以下、調査機関という）にこれを行わせること。

２）調査結果の価格は査定せず、設計単価として採用する。

５－３　見積書の徴取による単価策定

見積書の徴取による単価策定は、「単価表」、「物価資料」に掲載されていない場合で、実勢取引の事例があり取引価格の確認及び単価の策定が適正に行えるものについて実施することができる。

見積書の徴収・策定は以下による。

１）見積依頼する場合は、資材名、形状寸法・品質・規格、見積条件、見積有効期限、支払条件、取引数量等を、記載した、様式１で依頼すること。

２）見積りは、見積書（様式２）により次の内容で徴収する。

ア　様式１の記載内容

イ　当該資材の製作会社名（製作メーカー）、住所、電話番号

ウ　見積資材における現場着価扱いの詳細

エ　見積資材の取引状況（流通ルート）の確認

オ　見積資材の当年度見積価格（C）（以下「見積り」という。）。

カ　見積資材の前年度見積価格（A）と実勢価格（B）（以下「実勢資料」という。）。

見積資材の実勢資料は、同一資材ものとするが、実勢資材の徴収が出来ない場合は、同一資材の規格違い品（同一資材の規格がことなるもの）の実勢資料も含めることとし、さらにこれらの実勢資料の徴収が出来ない場合にあっては、類似品（材質形状、価格がほぼ似通っている資材）の実勢資料も有効とする。

また、当年度の査定価格は、原則として前年度の実勢資料で策定することとするが、前年度の事例が少ない場合は前々年度の実勢資料も加えて査定する。

３）見積り及び実勢資料は原則として３社以上（実勢資料は原則として１社当り１件以上）から徴収する。

なお、実勢資料の優先順位は、次による。

①　北海道発注工事の実勢資料

②　国及び市町村が発注した工事の実勢資料

③　民間が発注した工事の実勢資料

４）見積依頼の相手方において、見積価格の算定が困難な場合は、見積辞退届を徴収し、「見積書による単価策定書」（様式３）に資料として添付すること。

５）見積り及び実勢資料による設計単価の策定方法は次による。

ア　前年度見積価格（A）と当年度見積価格（C）とに大きな価格差がある場合は、その理由を見積書（様式２の価格の変動理由欄に）に記入させ、妥当と認められた場合には採用する。

イ　過去２年以内で取引事例（見積品及び見積品の規格違い品）を有しない会社の見積りは、無効な見積りとして排除すること。

ウ　実勢資料（様式２の〔B〕）を証明する請求書等が提出されたときの決定方法は以下による。

エ　各社より提出された見積りに対して各々、ハにより前年度(または過年度)実勢価格(B)を前年度(または過年度)見積価格(A)で除して求めた率(以下「査定率」という。)に、当年度見積価格(C)を乗じて求める価格(以下「査定価格」という。)を算出する。

$$\text{当年度査定価格} = \frac{\text{前年度(または過年度)実勢価格(B)}}{\text{前年度(または過年度)見積価格(A)}} \times \text{当年度見積価格(C)}$$

オ　見積資材の査定率の算出において、同一の実勢資料の徴収が出来ない場合は、４－３　２）による。

カ　算出された平均値の±２０％以内の範囲に入らない査定価格は、異常値として排除する。

キ　異常値を排除した結果、有効実勢資料が３社に満たない場合は、さらに他社の見積を徴収すること。

ク　実勢資料を徴収することが出来る会社数が３社に満たない場合は、次による。

ｱ) ２社の場合は、各々実勢資料を（実勢資料は原則１社当り２件以上）徴収し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

ｲ) １社の場合は、その会社の実勢資料を（実勢資料は原則４件以上）徴収し、各々査定価格を算出した後、平均値を設計単価とする。

ｳ) 実勢資料の徴収は、出来るだけ多くの件数を徴収し、設計単価の適正を図ること。

ケ　各々の算出された当年度査定価格について、平均値を設計単価とする。

コ　上記により求められた査定価格及び設計単価は、単価の有効桁の大きい方の桁を決定額の有効桁とする。

ただし、大きい方の桁数の有効桁数が３桁未満の時は、決定額の有効桁は３桁とする。

なお、価格が１円未満の場合は、少数第２位（少数第３位を切り捨てる）とする。

サ　設計単価の決定は、「見積書による単価策定書」（様式３）に資料を添付し、振興局水産課で決裁を受けること。

５－４　材工共や施工費の単価策定

水産基盤整備事業(漁場)設計積算基準及び水産基盤整備事業(漁場)業務委託積算基準、準用する他部局の積算基準が適用できない工種や市場単価の適用範囲を超える場合の単価については、原則としてメーカー歩掛や施工歩掛の見積により歩掛策定し、試験施工で歩掛の検証を行うものとするが、次に該当する場合は「５－２　実勢価格調査(施工単価調査)による単価策定」もしくは「５－３　見積書の徴取による単価策定」により単価策定を行うものとする。

（１）メーカー歩掛等がない

（２）歩掛の見積依頼ができない

（３）設計変更の生じる余地がない

ア　現場条件に左右されない

イ　土質・土壌条件などによる変更がない場合

６　単価策定書類の添付

単価策定書類は、設計単価の策定根拠として設計書に添付すること。

平成28年６月１日以降単価策定で適用

（様式　３）

見積書による単価策定書

課　長	係　長	設計者	係					

資材名（品名）	
形状寸法・品質・規格	
工　事　名	
策定年月日	平　成　　年　　月　　日
単価有効期限	平成　　年　　月　　日　～　平成　　年　　月　　日
見積条件	現場着価　（○○管内現場着価（離島を含む、海上費込み））
最終策定決裁者 職名・氏名	
設計者 所属名・職名・氏名	

査定 整理番号	見積会社名	当年度査定価格計算式	当年度査定価格
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
当年度査定価格の平均値算出			
排除する査定整理番号 （排除する異常値）			
当年度査定価格平均値再算出			
設計単価			
注意事項			